

# 令和5年度 南信州日本一コンテンツ普及・開発プロジェクト事業委託業務 仕様書（案）

## 1 件名

令和5年度 南信州日本一コンテンツ（仮称）普及・開発プロジェクト事業委託業務

## 2 目的

「南信州日本一コンテンツ（仮称）※」を地域住民に周知することで、南信州のすばらしさを再確認し、草の根的な広がりのある取組みにするとともに、地域を離れた知人や縁者、地域を訪れる観光客、移住希望者等に発信することで、この地域の認知度の向上を図る。

※「南信州日本一コンテンツ（仮称）」とは

南信州地域の住民等が自慢し誇れるもの、または、首都圏や中京圏といった南信州地域外の住民がかげがえのない特徴的なものだと認識したり、興味を抱いたり惹かれるものにストーリーを付して、その内容を地域住民が自らの言葉で語り伝えること。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

## 4 業務内容

以下の業務について、委託者と協議のうえ実施すること。

### (1) 「南信州日本一コンテンツ（仮称）」案の発掘施策の企画・実施

- ・ 受託者による提案のほか、公募によるコンテンツ案の収集を広く行うこと。
- ・ 委託者が取材を実施する場合は同行し、聞取った内容を取りまとめるとともに、委託者からコンテンツとしてまとめるよう指示のあった場合は、その指示に従うこと。
- ・ 委託者が提案したコンテンツについてもストーリー化を行うこと。

### (2) 「南信州日本一コンテンツ（仮称）」の検討会議の運営

- ・ 会議のメンバーは10名程度とし、委託者が指定するものとする。
- ・ 検討会議は1回以上開催するものとする。
- ・ ストーリー化するコンテンツ数は3件以上とする。

### (3) 「南信州日本一コンテンツ（仮称）」を地域内・外に普及するための施策の立案・実施

- ・ 作成したコンテンツのストーリーを冊子にまとめ、600部以上作成すること。
- ・ 地域住民を対象とした取組みを1件以上実施すること。
- ・ 首都圏住民を対象とした取組みを銀座NAGANOを活用し、1件以上実施すること。

- ・ その他、受託者の提案によるもの。

## 5 県への報告

### (1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（様式任意）を県に提出すること。

なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後、事業実施計画書等を添え県と協議すること。

### (2) 業務報告書

受託者は、契約書に定める業務報告書（様式第1号）に成果品を添え、県に提出すること。

## 6 成果品

本事業の実施後、令和6年3月25日（月）までに次の書類を南信州地域振興局へ提出すること。

### (1) 事業実施報告書（様式任意） 2部（正本、副本）

### (2) 上記4(3)で作成した資料 2部（正本、副本）

### (3) その他資料

- ・ 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類、データ等のうち、南信州地域振興局が必要と認めたもの（電子データファイルを含む）。
- ・ 電子データファイルは、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかで作成されたものとする。

## 7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、南信州地域振興局との協議により業務の一部を委託することができる。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

### (3) 著作権等に関する配慮

提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

#### (4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、南信州地域振興局に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、南信州地域振興局は使用許諾を与えられたこととする。

#### (5) 個人情報の取得・保護・管理等

- ① 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ② 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- ③ 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 9 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、南信州地域振興局との連絡調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度南信州地域振興局と受託者が協議して決定するものとする。